

ガイドライン規定要望事項

平成 19 年 8 月 7 日

財団法人公益法人協会理事長 太田達男

公益法人法制対策委員会委員長 石川睦夫

1 公益法人認定法第 2 条第 4 号の「不特定かつ多数の者の利益」

公益目的事業 学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

有識者会議報告書（平成 16 年 11 月）は、「受益者が特定の範囲の者に限られる場合であっても、その受益の効果が広く社会全体や十分に広い範囲に及ぶことを積極的に意図して事業を行い、その事業を媒介にして社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶ場合も、不特定多数の利益の実現が図られていると判断することが適当」、また「多数については、必ずしも数の多いことを要件とするのではなく、例えば、まだ数人の患者しか発見されていない難病の研究も公益性を有すると考えられることから、その受益の及ぶ範囲も踏まえ、柔軟に解することが適当」と述べていることにかんがみ、受益の広がりとその効果を柔軟に解釈して公益性を判断していただきたい。

例えば、より良質な商品・サービスの提供や安全性確保を図ることを目的とする、商品規格の向上、技術水準の向上、商品の検査及びそれらのための研究や研修活動等の事業は一般消費者の日常生活に直結するものであり、当然不特定多数の者の利益と認められるものと解されるが、予見可能性を高める観点から、今後公益認定等委員会の運用指針といったかたちで、できるだけ具体的な事例を提示することをご考慮いただきたい。

なお、解釈上の疑義が生じないよう、「不特定かつ多数の者」には、日本国籍を有する者だけでなく、日本国籍を有しない者も含むことを明記していただきたい。

2 同法第 5 条第 2 号の「経理的基礎及び技術的能力」

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

経理的基礎については、施行規則案第 5 条第 2 項第 4 号に係るパブリック・コメントでも述べているが、一定資格の保持を義務付けることについては、会計専門家が決算に関与することは一般に望ましいことではあるが、費用負担との関係もあるので、一定の場合以外は要求するべきでないとする。

資産の管理・運用についていえば、法人の自己責任とすべきであり、行政庁は事後の監督において財務の健全性が損われたと判断した場合にのみ監督措置を講じれば足りると考

えるので、その旨明示されたい。

なお技術的能力については、施行規則案でも何の言及もないが、その具体的内容を明示されたい。

3 令案要綱第一の二の「社員」

法第 5 条第 3 号の政令で定める法人の関係者は、次に掲げる者とする。

二 当該法人が一般社団法人である場合にあっては、その社員又は基金（かっこ書略）の拠出者

法第 5 条第 3 号の「特別の利益」は金銭的贈与、資産の無償(低廉)譲渡、給与・報酬を仮装した特別の給付など財産的利益を指すもののみと考え、社員（会員）向けの研修会、会員を対象とした介護事業など事業活動の一環として行われるものまで含まれないことを確認し、明示していただきたい。

4 公益法人認定法第 5 条第 4 号の「営利事業を営む者」「寄附その他の特別の利益」「公益法人」

その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

(1) 営利事業を営む者

事業による利益を構成員に分配する事業者という意味で、非営利法人で公益目的事業以外の事業(収益事業)を行っているものは含まないことを、確認、明示していただきたい。

「営利事業」が「収益事業」という意味の場合、ただし書きは「収益事業を行う公益法人の公益目的事業に対する寄附その他の特別な利益の供与」を適用除外する趣旨と考えられるが、例えば、収益事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人など広義の公益法人等の公益目的事業への寄附が適用除外されないこととなり問題である。これらも適用除外されるよう考慮していただきたい。

(2) 寄附その他の特別の利益

法第 5 条第 3 号の「特別の利益」同様基本的には金銭的贈与、資産の無償(低廉)譲渡、給与・報酬を仮装した特別の給付など財産的利益を指すものであろうが、助成財団等が「株式会社その他の営利事業を営む者」に対して助成金、表彰金を交付することがしばしばある。例えば、企業の優れた社会貢献活動や技術開発に対し表彰金、助成金、記念品を提供

する、営利法人形態の芸術文化団体に対し公演助成を行うなどの場合である。また、資金面で脆弱なベンチャー企業に対して助成金交付や債務保証を行う、ベンチャー育成目的の公益法人も存在する。このような場合は「寄附その他の特別の利益」に該当しないものとして取り扱うことを明示していただきたい。

5 施行規則案第2条第1項の「会員等」、第2項の「地域」

令案要綱第二の二の会員又はこれに類するもの(以下この項において「会員等」という。)として内閣府令で定める者は、(中略)受ける者又は(中略)活動に参加する者とする。

2 令案要綱第二の三の特定の地域として内閣府令で定める地域は、一の市町村(かっこ書略)の区域の一部であって、地縁に基づく地域とする。

法第5条第4号の「寄附その他の特別の利益」は、金銭的贈与、資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供であって、社会的弱者をもって構成される会員等を対象とした共済事業など事業活動の一環として行われるものは含まれないことを確認し、明示していただきたい。

また「一の市町村の区域の一部で地縁に基づく地域」の定義を限定的なものとし、明示していただきたい。

6 公益法人認定法第5条第16号の「事業不可欠特定財産」

公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

不可欠な特定の財産の具体例を例示されるとともに、法人の運営実態に応じた対応が可能となるようにされたい。

7 同法第6条第1号イの「欠格事由」

公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

「業務を行う理事」は代表理事及び業務執行理事と解されるが、一種の連座制の拡大により實際上問題のない法人に実務上の混乱が生じないよう配慮していただきたい。

8 同法第 14 条の「公益目的事業の収入」

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

本規定が字義どおりに適用されると、種々の弊害が生じることが懸念される。本規定の適用に当たっては、くれぐれも下記のことには留意し、弾力的な運用を図っていただきたい。

本条は、そもそも事後の指導監督において、不当な利益を得ている公益法人を規制する（例えば、価格や会費の引き下げ、無償、低廉な公益事業の拡大などを勧告するなど）根拠条文として考えるべきである。

実態として、ある公益目的事業は赤字だが別の公益目的事業は黒字で全体として収支均衡、ある年度は黒字だったが、次年度は赤字（年度による変動）などのことがある。また、財務の健全性から、ある程度の剰余金を見込んで予算を編成することも一般的である。このようなケースが公益認定抵触とならないよう配慮すべきである。

予算編成を杓子定規に規制すると、予算準拠主義の弊害（例えば期末近くになり予算が余っているからという理由で使い切る、予算がないから必要な事業を行わない、などのこと）が生じ兼ねない。予算はガバナンスにかかわる団体自治の問題であり、このような形式的な規制は好ましくない。

当該法人の公益目的事業が複数ある場合、本規定の適用に当たっては、複数事業の全体を通算した費用及び収入を見ることとすべきである（例えば、自ら研究・開発を実施している法人は、何年にもわたる研究・開発の成果の果実は、研究が終了した時点以降に受け取る。そのため成果がロイヤルティ等の収入を生み始めた時点では、研究に係る費用は発生せず、当該年度以降は大幅な黒字となってしまう。逆に収入を当該年度の費用に合わせると、研究・開発の費用はほとんど回収できなくなる）。

本条に規定する「適正な費用」には、当該公益事業実施にかかる公益実施費用額はもとより当該公益事業実施にかかる管理運営費用額も含めることを、ガイドラインで明示していただきたい。

また「適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」という意味は、当該公益目的事業を継続実施する上で必要な範囲の収支余剰は許容されると解すべきで、この点もガイドラインで明示していただきたい。

9 同法第 15 条の「公益目的事業比率」

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第 1 号に掲げる額の同号から第 3 号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が 100 分の 50 以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- | |
|--|
| (1) <u>公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額</u> |
| (2) <u>収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額</u> |
| (3) <u>当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額</u> |

事業費と管理費に共通する費用は、施行規則案第 18 条により一定の基準で配賦できることとなるが、この場合、この基準については次のような現状も十分考慮されたい。

公益法人は、目的、事業（公益目的事業のみ実施、公益目的事業と収益事業等を併せて実施）、事業内容、規模（大規模、小規模）、設立後期間（立上がり段階、数年経過段階）などの点で実にさまざまであり、それに応じて本条に規定する公益目的事業比率の具体的な計算方法は変わってくるのではないと思われる。例えば、小規模法人や事業を立ち上げて日の浅い法人の事務所賃借料の場合である。事務所は公益事業を遂行するために必要な作業スペース確保のために賃借することが多い。この場合、事務所賃借料のほとんどは公益目的事業の実施に係る費用の額と考えるのが妥当である。仮に、事務所賃借料を一律に経常的経費と断定して本条の計算を行うと、小規模法人や事業を立ち上げて日の浅い法人は本条の条件をクリアすることが著しく困難となり、その公益活動を中断させることになりかねない。

10 同法第 16 条の「遊休財産額の保有の制限」

公益法人の毎事業年度の末日における <u>遊休財産額</u> は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2 前項に規定する「 <u>遊休財産額</u> 」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、 <u>公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額</u> をいう。
--

施行規則案第 21 条の規定はやや複雑であるため、遊休財産の算定の基礎となる貸借対照表上の純資産より具体的にどのような財産を控除できるか示されたい。とくに移行民法

法人の場合において、既存の資産項目との関連を明確に、かつ平易な表現方法で明示していただきたい。

1 1 同法第 18 条の「公益目的事業財産」

公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産(寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)
- (2) 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産(財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)
- (3) 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
- (4) 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産
- (5) 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- (6) 第 5 条第 16 号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。)
- (7) 公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

(1)公益目的事業財産については、本条並びに施行規則案第 25 条に規定されているが、いずれにおいても差し引き可能な費用額を規定していない。施行規則案第 47 条第 3 項の公益目的取得財産残額の計算規定により、同条同項に掲げられているものに使用することを想定していると推測できるだけである。

そこで、公益目的事業財産については、本条の「公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない」の解釈が問題となる。

仮に、公益目的事業財産は施行規則案第 12 条に規定する公益実施費用額だけにしか使用できないとすると、収益事業等を行わず拠出財産等の運用収益のみで公益目的事業を行っている典型的な財団法人においては、管理運営費用額を支出すべき事業財産を保有していないこととなり、当該財団の運営が困難となってしまう。管理費を生み出すための財産を別途保有すればどうかとの議論もあるが、そのような財産の有無に始まり、管理上本来必要でなかった手間の問題や遊休財産の問題も絡み、事態は更に複雑となる。

また寄附の一部を公益目的事業を行うための管理費に充当することを暗黙の了解事項

としている現在の慣行を、正面から否定することになる。

施行規則案第 25 条及び第 47 条のパブリック・コメントで述べているとおり、法第 18 条の解釈については公益目的事業財産から公益目的事業を行うための管理運営費用額の支出を認めることを確認していただきたい。

(2) もし上記が不可能であれば、施行規則案第 25 条及び第 47 条のパブリック・コメントで述べているとおり、第 25 条第 3 号は「公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産から生じた収益の額に 100 分の 50 を乗じて得た額」に、施行規則案第 47 条第 3 項第 1 号イは、法第 18 条第 1 号の規定にかかわらず「当該事業年度中に寄附を受けた財産のうち寄附者が公益実施費用額に使用すべき旨を定めた額の全額及び寄附者が使途を定めなかった額に 100 分の 50 を乗じて得た額」に、ロは同じく「当該事業年度中に交付を受けることとなった補助金その他の財産のうち財産を交付する者が公益実施費用額に使用すべき旨を定めた額の全額及び寄附者が使途を定めなかった額に 100 分の 50 を乗じて得た額」になるように工夫していただき、トは「当該事業年度中に公益目的保有財産から生じた収益の額に 100 分の 50 を乗じて得た額」としていただきたい。

(3) なお公益目的事業財産の計算管理は、過度の事務負担とならないよう配慮していただきたい。

12 同法第 19 条の「収益事業等の区分経理」

収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、 <u>各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。</u>
--

「各収益事業ごとに」とあるが、仮に細かく要求されても、実務上事務処理が不可能である場合が想定される。実務的に簡便に対応できる区分の仕方を考えていただきたい。

また財務諸表 (B/S、P/L) のすべてを別々にし、総括表を別途作成しなければならないということではなく、同一 P/L (正味財産増減計算書) の中で各収益事業ごとに収支が明らかになるよう表示 (区分経理) されていればよいと考える。

13 施行規則案第 17 条第 5 項

前項第 3 号の場合にあっては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における積立限度額は零とする。
--

複数の特定費用準備資金を有する場合における第 5 項の扱いについては、すべての特定費用準備資金が対象となるのではなく、第 4 項第 3 号に当たるもののみ零となることを確認する。

1 4 施行規則案第 21 条第 3 項本文

前項第 2 号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団・財団法人法施行規則第 24 条第 2 項第 1 号に規定する引当金をいう。以下略）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。

一般社団・財団法人法施行規則第 23 条第 4 項に規定する(評価性の)引当金に係る支出に充てるために保有する資金の扱いについて確認する。

以上